

「近畿財務局処分依頼案件の状況について」と題する文書に関する質問主意書  
右の質問主意書を国会法第七十四条によって提出する。

平成三十年七月十九日

福島みずほ

参議院議長 伊達忠一殿



「近畿財務局処分依頼案件の状況について」と題する文書に関する質問主意書

「近畿財務局処分依頼案件の状況について」という表題がつけられた文書（以下「同文書」という。）が国会審議の中で明らかになり、その中に「5/23の後、調査報告書をいつ出すかは、刑事処分がいつになるかに依存している。官邸も早くということ、法務省に何度も巻きを入れていますが、刑事処分が5/25夜という話はなくなりそうで、翌週と思われる」という記載がある。

同文書に関し、以下、質問する。

- 一 政府は同文書の存在及び記載事項の事実関係について何らかの調査をしているか。
- 二 前記一に関し、政府が調査をしていないとすれば、その理由は何か。
- 三 金子原二郎参議院予算委員長が国土交通省に対して、同文書に関する協議・確認を要請しているにも関わらず、国土交通省から回答がないのはなぜか。
- 四 同文書には、手書きで「5/21つるた参事官」という記載がある。鶴田浩久参事官を指していると思われるが、政府は鶴田参事官に対するヒアリングを行ったか。
- 五 政府は、同文書に関し、財務省及び国土交通省職員に対するヒアリングを行ったか。

六 同文書に出てくる「官邸」とは、具体的に誰を指すのか。

七 同文書に出てくる「法務省」とは、具体的に誰を指すのか。  
右質問する。